

(保 108)

平成 20 年 7 月 24 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

全国健康保険協会の設立に向けた周知用ポスターの送付について

平成 20 年 7 月 11 日付け事務連絡（保 104）におきまして、「全国健康保険協会の設立に向けた周知用チラシの送付について」（厚生労働省・社会保険庁 作成）ご連絡申し上げたところではありますが、その中でご案内させていただきました周知用ポスターが出来上がった旨の連絡がありました。このポスターにつきましても全国保険医療機関等に配布するにあたり、社会保険庁運営部医療保険課より都道府県医師会に対し協力依頼がきておりますのでご連絡いたします。

すでに調整いただいている都道府県医師会もあると思いますが、本ポスターは、社会保険事務局を通じ、7月下旬頃より各都道府県医師会に対しご協力依頼がありますので、チラシ同様ご協力の上、ご対応下さいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 全国健康保険協会の設立に向けた周知用ポスターの送付について
(平 20. 7. 18 社会保険庁運営部医療保険課 事務連絡)
2. ポスター「本年 10 月、政管健保は「協会けんぽ」にかわります」

事 務 連 絡

平成20年7月18日

日本医師会 御中

社会保険庁運営部医療保険課

全国健康保険協会の設立に向けた周知用ポスターの送付について

政府管掌健康保険は、現在、国（社会保険庁）において運営しているところですが、本年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

つきましては、このたび周知用ポスターを作成し、送付させていただきますので、よろしくご査収下さい。

なお、保険医療機関への配付については、都道府県医師会に対して貴団体から協力をご依頼いただきたく、何卒よろしくお願い致します。

本年10月、 政管健保は「協会けんぽ」 に変わります



(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

全国健康保険協会設立で変わります

- 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者の皆様のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます

- これまで政府管掌健康保険に加入されている方には、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。
- (※) 高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

保険給付の内容は変わりません

- 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

◆ 各種申請等の窓口はこうなります ◆

窓口の場所等が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

適用・徴収関係

健康保険の加入や
保険料の納付等に関する手続

社会保険事務所
(これまでと同様)

給付関係

健康保険の給付や
任意継続等に関する手続

協会の各都道府県支部

※10月以降の具体的な窓口の場所やお問い合わせ先については、各種広報を通じてお知らせをしていきます。

「協会けんぽ」は、「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク「」とともに、公募により選定されました。



全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

厚生労働省・社会保険庁